

# 「AI 創作物」の著作権法上の保護

会員 久我 貴洋

## 要 約

AIに関連する議論が活発に行われている昨今であるが、著作権とAIの関わりについての議論も少なからず行われている。本稿では、AIに関して著作権制度の在り方が詳述されている「新たな情報財検討委員会報告書」を参照し、AIに関する著作権制度の現状を確認しつつ、学習済みモデルの利用者を保護する視点と編集著作物・データベースの著作物の創作性に基づく視点から、「AI創作物」の著作権法上の保護の可能性について検討した。

## 目次

1. はじめに
2. AIと著作権制度
  - (1) 学習用データ
  - (2) AIのプログラム
  - (3) 学習済みモデル
  - (4) AI生成物
3. 「AI創作物」の著作権法上の保護
  - (1) 学習済みモデルの利用者を保護する視点
  - (2) 編集著作物・データベースの著作物の創作性に基づく視点
4. まとめ

る知財システムの構築に向けて」が提出され、AIの作成・利活用促進のための知財制度の在り方に関する報告がなされている。その他、平成29年5月には、知的財産戦略本部により、「知的財産推進計画2017」が提出され、AIの利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築に関する報告がなされており、枚挙にいとまがない。

本稿では、AIに関して著作権制度の在り方が詳述されている「新たな情報財検討委員会報告書」を参照し、AIに関する著作権制度の現状を確認しつつ、特に、今後更なる活発な議論が予測される「AI創作物」の著作権法上の保護について述べたい。

## 1. はじめに

知財業界に限らず、特にこの2、3年でAIに関連する議論が活発に行われるようになってきている。知財に関しては、AIに関連する特許の議論が最も活発に行われているといえるが、著作権とAIの関わりについての議論も少なからず行われている。

平成28年4月には、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の次世代知財システム検討委員会より、「次世代知財システム検討委員会報告書～デジタル・ネットワーク化に対応する次世代知財システム構築に向けて～」が提出され、AIによって生み出される創作物と知財制度に関する報告がなされている。また、平成29年3月には、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の新たな情報財検討委員会により、「新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能(AI)の利活用促進による産業競争力強化の基盤とな

## 2. AIと著作権制度

「新たな情報財検討委員会報告書」でも言及されているように、汎用的なAI(人間の知能そのものをもつ機械を作ろうとする立場からのAI)と、特定機能を有するAI(人間が知能を使ってすることを機械にさせようとする立場からのAI)の2つのAIがあるとされている<sup>(1)</sup>。もっとも、汎用的なAIについては実現可能性の見通しはついていない状況である一方、特定機能を有するAIについては、かな漢字変換、検索エンジン、機械翻訳など産業における利活用が進んでいるため<sup>(2)</sup>、以下、AIの記載は特定機能を有するAIを意味するものとする。

本稿であまり紹介する必要がない程であると思われるが、「新たな情報財検討委員会報告書」を参照して、AIの進化と産業での利活用について簡単に要約する。

コンピュータ技術の進展により大量のデータが必要な機械学習の研究が進展し、そして機械学習のうち深層学習（ディープラーニング）という手法が登場して AI の急速な進化が起こった。この深層学習では、従来の機械学習では人間が行う必要のあった識別・判断のための特徴の設計について、入力されたデータを基にコンピュータ自らができるようになったことにより、AI の産業における利活用が急速に進んでいる<sup>(3)</sup>。

「新たな情報財検討委員会報告書」では AI に関して、(1) 学習用データ、(2) AI のプログラム、(3) 学習済みモデル、(4) AI 生成物の 4 つを具体的な検討対象とし、著作権制度の在り方が検討されている<sup>(4)</sup>。

### (1) 学習用データ

深層学習のためには、大量のデータが必要となる。「新たな情報財検討委員会報告書」において、深層学習のための学習用データを作成するにあたり、元となるデータに著作物が含まれている場合であっても、同報告書が提出された当時の著作権法第 47 条の 7 の規定により、必要な限度で著作物の複製又は翻案が可能であるとの見解が示されている<sup>(5)</sup>。当時の著作権法第 47 条の 7 は、以下の通り。

「新たな情報財検討委員会報告書」提出当時の著作権法第 47 条の 7：著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

一方、新たな情報財検討委員会の報告書において、当時の著作権法第 47 条の 7 では譲渡や公衆送信が認められていないため、複数の当事者が協業する場合に、当事者間で学習用データを提供又は提示する行為が著作権法上違法と解釈されるおそれ指摘されている<sup>(6)</sup>。実際の AI の作成・開発において、分析等に用いる学習用データを取集するデータ作成者と AI の開発に関する技術を有している AI 学習を行う者が異なる場合が多く、当事者間で学習用データを提供又は提示する行為が著作権法上違法と解釈されてしまうと協

業による AI の作成・開発に支障が生ずるおそれがある旨が指摘されており<sup>(7)</sup>、この懸念を解消する著作権法の整備が待たれていた。

この点に関して、平成 30 年 5 月 18 日に成立し、平成 31 年 1 月 1 日に施行された著作権法の一部を改正する法律において必要な規定が整備された。改正前の著作権法第 47 条の 4 の内容は、改正後の著作権法第 30 条の 4 に組み込まれており、以下に同条の一部を示す。

改正後の著作権法第 30 条の 4 柱書：著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

改正後の著作権法第 30 条の 4 第 2 号：情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合

改正後の著作権法第 30 条の 4 は、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な著作権の制限規定の 1 つとして整備された<sup>(8)</sup>。改正前の著作権法第 47 条の 4 では、情報解析の方法が統計的な解析に限定されていたが、改正後の著作権法第 30 条の 4 では、そのような限定がなくなった<sup>(9)</sup>。また、改正前の著作権法第 47 条の 4 では、要件を満たしても記録媒体への記録又は翻案という限られた種類の利用行為のみが認められていたが、改正後の著作権法第 30 条の 4 では、要件を満たせば利用行為の種類までは問われなくなった<sup>(10)</sup>。この改正後の著作権法第 30 条の 4 が整備されたことにより、複数の当事者が協業し当事者間で学習用データを提供又は提示する行為も著作権法上違法と解釈されなくなったと思われ、著作権法が協業による AI の作成・開発の妨げにはならなくなったといえる。

なお、平成 29 年 4 月に文化審議会著作権分科会により提出された「文化審議会著作権分科会報告書」において言及されている、著作物の利活用の多様化に対応可能な明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた著

著作権の制限規定をさらに整備するためには、著作権の制限規定が適用される範囲を広くすることを軸に検討すべきであると思料する。著作権の制限規定が適用される範囲を広くするために、要件を満たせば利用行為の種類までは問わないという柔軟な著作権の制限規定にすることが考えられる。近年の技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズは増加する一方であると予測されることから、上述した改正後の著作権法第30条の4のような柔軟な著作権の制限規定の整備が今後さらに加速していくことが期待される。

## (2) AI のプログラム

「新たな情報財検討委員会報告書」において、AI のプログラムはプログラムの著作物として著作権法上の保護対象となることが言及されている<sup>(11)</sup>。プログラムの著作物は著作権法第10条第1項第9号に例示されており、ほとんどのプログラムはコンピュータに対する指令の組合せ方等に作成者の個性が現れ著作物に該当すると考えられていることから<sup>(12)</sup>、AI のプログラムが著作権法上の保護対象となることについて議論の必要性はあまりないと思料する。

## (3) 学習済みモデル

AI のプログラムに学習用データを読み込ませることにより、特定の機能を実現するために必要なパラメータが規定された学習済みモデルが生成される<sup>(13)</sup>。一般にAI と呼称されているのは、この学習済みモデルであるといえる。「新たな情報財検討委員会報告書」において、学習済みモデルはAI のプログラムとパラメータの組合せであることから、プログラムの著作物として著作権法上の保護対象となる可能性がある一方で<sup>(14)</sup>、権利行使の困難性から、著作権は学習済みモデルに関する有効な保護手法とは言えない旨にも言及されている<sup>(15)</sup>。しかし、同報告書において指摘されているように、「学習済みモデルを秘密として管理したうえで、それを使ったサービスを実施すること」が現状の有力なビジネス形態とされていることから<sup>(16)</sup>、学習済みモデルの著作権法上の保護に関する議論の加速が望まれているという程のものではないと思料する。

## (4) AI 生成物

深層学習では、大量の学習用データを用いて学習を行う前のAI のプログラムに特定の機能を持たせるこ

とを目的として学習を行い、学習済みモデルを生成する。そして、学習済みモデルを特定の用途に利用する際には、新たなデータや指示を入力することで、AI 生成物が出力される<sup>(17)</sup>。「新たな情報財検討委員会報告書」において、AI 生成物の定義を「一定の入力に基づき、学習済みモデルが出力したもの」としており<sup>(18)</sup>、また、AI 生成物は「AI を道具として利用した創作物」と「AI によって自律的に生成される創作物 (AI 創作物)」の双方を含む広範な概念とされている<sup>(19)</sup>。同報告書では、「AI を道具として利用した創作物」と「AI 創作物」のそれぞれについて、以下のように言及されている。

AI を道具として利用した創作物：AI 生成物を生み出す過程において、学習済みモデルの利用者に創作意図があり、同時に、具体的な出力であるAI 生成物を得るための創作的寄与があれば、利用者が思想感情を創作的に表現するための「道具」としてAI を使用して当該AI 生成物を生み出したものと考えられることから、当該AI 生成物には著作物性が認められその著作者は利用者となる<sup>(20)</sup>。

AI 創作物：利用者の寄与が、創作的寄与が認められないような簡単な指示に留まる場合、当該AI 生成物は、AI が自律的に生成した「AI 創作物」であると整理され、現行の著作権法上は著作物と認められないこととなる<sup>(21)</sup>。

同報告書の言及から検討すると、「AI を道具として利用した創作物」と「AI 創作物」は、学習済みモデルの利用者の創作意図及び創作的寄与の有無の違いがあるといえる。「AI 創作物」に関して創作意図の言及はないが、創作的寄与の言及があり、簡単な指示では創作的寄与が認められないとされている。すなわち、「AI を道具として利用した創作物」に該当するか、「AI 創作物」に該当するかの分かれ道は、学習済みモデルの利用者の行為に創作的寄与が認められるか否かであり、創作的寄与が認められるのであれば、現行の著作権法上も著作物として保護されることになる。

## 3. 「AI 創作物」の著作権法上の保護

上述のように、「新たな情報財検討委員会報告書」において、「AI 創作物」は現行の著作権法上、著作物として保護されないと判断されている。しかし、学習済みモデルの利用者を保護する観点からは、「AI 創作物」を著作物として保護した方がよいように考えられ

る。また、現行の著作権法で保護されている、編集著作物・データベースの著作物の創作性に基づく視点からは、「AI 創作物」は著作物として保護可能との見方ができると思料する。

### (1) 学習済みモデルの利用者を保護する視点

「新たな情報財検討委員会報告書」において言及されているように、学習済みモデルの利用者が、創作的寄与の認められないような簡単な指示を入力して学習済みモデルから出力されたものは、「AI 創作物」に該当し、著作物として著作権法上の保護を受けられないと仮定する。この場合、学習済みモデルの利用者は、学習済みモデルに対して指示を与えているにもかかわらず、「AI 創作物」が著作物に該当しないことから、著作権法上の著作者に該当しないことになる。また、学習済みモデルの利用者が「AI 創作物」を公表した場合には、この「AI 創作物」は誰でも自由に利用できるパブリックドメインとなる。

ここで、「簡単な指示」に着目したい。「新たな情報財検討委員会報告書」においては、学習済みモデルの利用者のどこまでの関与が創作的寄与として認められるかという点について、現時点で具体的な方向性を決めることは困難であると判断している<sup>(22)</sup>。すなわち、何が創作的な寄与の認められない「簡単な指示」で、何が創作的寄与の認められる「簡単な指示ではない」のかを判断するために、現時点で特段の基準がないことになり、今後そのような基準を設けることも容易ではないことが推測される。

そうすると、学習済みモデルの利用者において、思想又は感情を創作的に表現するための道具として学習済みモデルを利用している、という認識で学習済みモデルを利用して創作を行ったとしても、裁判等の係争の場で、学習済みモデルの利用者は学習済みモデルに対して簡単な指示を与えていたにすぎないと判断されるおそれがあることになり、創作した物が著作物として認められずにパブリックドメインとなるおそれがあることになる。すなわち、学習済みモデルを利用して創作活動を行う者は、自身の創作したものが著作物に該当しないリスクに直面しやすくなってしまうことになる。また、少なくとも、学習済みモデルを利用して創作を行った者は、学習済みモデルを利用せずに創作を行った者と比較して、裁判等の係争の場で学習済みモデルをどの程度利用していたか立証を求められると

いう負担が増加するおそれがあることになる。

文芸、音楽といった分野においても既に学習済みモデルが利用され始めているが、今後さらに様々な分野で学習済みモデルの利用が拡大していくことを考慮すると、「AI 創作物」を著作物として著作権法上保護しないことが、学習済みモデルを利用して創作活動を行う者の創作環境に問題を生じさせるのは望ましくないと思料する。「AI 創作物」を著作物として著作権法上保護することが、学習済みモデルの利用者を保護することになり、学習済みモデルの利用者の拡大につながっていくという効果が生じることも考えられる。

そもそも創作活動の場においてどのような手段を用いて創作を行ったかについては、創作者本人以外にとって不透明であるところ、創作的寄与の認められない簡単な指示が著作物として保護されるか否かの判断基準になるとすると、あらゆる係争の場において、創作をおこなったあらゆる者が、学習済みモデルをどの程度利用していたかの不毛な立証を求められる可能性が出てくる。「AI 創作物」の著作物としての著作権法上の保護は、そのような事態の回避にもなると思料する。

### (2) 編集著作物・データベースの著作物の創作性に基づく視点

AI 生成物について、「AI を道具として利用した創作物」に該当するか、「AI 創作物」に該当するかを判断するにあたり、「新たな情報財検討委員会報告書」では、AI 生成物を生み出す過程における学習済みモデルの利用者の学習済みモデルに対する指示に着目しているようである<sup>(23)</sup>。しかし、AI 生成物が生み出される過程だけでなく、AI 生成物が生み出された後に AI 生成物を材料として学習済みモデルの利用者がある種の行為をする場合、その行為に着目して AI 生成物の著作物性を判断する考え方も許容されてよいと思料する。

現行の著作権法において、材料に対する創作者の行為に着目して著作物性が判断されている著作物として、編集著作物（著作権法第 12 条第 1 項）とデータベースの著作物（著作権法第 12 条の 2 第 1 項）が挙げられる。それぞれの規定は、以下の通り。

著作権法第 12 条第 1 項：編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

著作権法第 12 条の 2 第 1 項：データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

編集著作物は、材料を収集し、分類し、選別し、配列するという一連の行為に創作性を認めるものである<sup>(24)</sup>。また、編集著作物は、著作物の編集物である場合と、著作物ではない単なる事実・データを集めた編集物である場合があり、基となる材料は著作物でなくてもよく、材料を選択・配列する行為に創作性があれば、著作物性が認められる<sup>(25)</sup>。条文上、選択と配列の間を「又は」で繋いでいるため、選択か配列かのいずれかにつき創作性が認められればよいとされている<sup>(26)</sup>。編集著作物の著作物性が認められた一例としては、以下の裁判例が挙げられる。

東京高判平成 7 年 10 月 17 日判決（平成 5 年（ネ）第 2747 号）：工事別分類項目表及び工事分類項目別メーカーリストが、建築・資材設備に関するカタログの分類、保管、検索を容易にするという目的のもとに作成されたものであり、工事別分類項目表が、工事項目を通常の建築用語を用いて、大項目、中項目、小項目とカタログの分類、保管、検索が容易であるように順次分類配置したものであって、工事項目の分類、選択、配列に創意と工夫が存するものと認められること、また、工事分類項目別メーカーリストが、工事別分類項目表に従い、これと関連付けてカタログの検索が容易であるようにメーカー名を分類、配置したものであって、その分類、選択、配列にも創意と工夫が認められることから、編集著作物に該当するとされた。

データベースの著作物は、収集する情報を選択し、あるいは体系的に構成したことにつき創作性を認めるものであり、情報の選択あるいはその体系的な構成を、データベースを重要な要素と認め、情報の選択あるいはその体系的な構成に創作性があれば著作物として保護される<sup>(27)</sup>。条文上、情報の選択と体系的な構成の間は「又は」で繋がれているため、情報の選択と体系的な構成のいずれかにつき創作性が認められればよいとされている<sup>(28)</sup>。データベースを構成する個々の情報は、著作物でも、数値データのように著作物に該当しないものでもよい<sup>(29)</sup>。

ここまで編集著作物とデータベースの著作物に関して述べてきたことのうち、ここで両規定に共通する「選択」に着目したい。現行の著作権法上、編集物における素材の選択又はデータベースにおける情報の選

択に創作性がある場合に、編集著作物又はデータベースの著作物と認められる。そしてこれらの著作物は、多くの場合、その著作者によって公表されると考えられる。

編集著作物又はデータベースの著作物と同様に、「AI 創作物」に関しても、「選択」して「公表」する流れがあり得る。仮に、学習済みモデルを利用する者が、学習済みモデルに簡単な指示を入力し、学習済みモデルから同種で複数の「AI 創作物」が生成された場合、学習済みモデルを利用する者は、生成された「AI 創作物」の全てを公表しようとはせず、生成された「AI 創作物」から「選択」して「公表」することが想定される。さらに言えば、学習済みモデルを利用する者が何らかの創作意図を有していれば、生成された「AI 創作物」から公表するに値する最も適切なものを「選択」して「公表」することが想定される。

編集物又はデータベースが著作物に該当するか否かを判断する際に、「選択」に創作性があるか否かが判断基準になる可能性がある。「AI 創作物」についても、同様に、学習済みモデルを利用する者が公表するに値する最も適切なものを「選択」することが想定され、そのような「選択」には創作性を認める余地があると考えられる。そうすると、「AI 創作物」は、編集著作物又はデータベースの著作物と同様に、著作物として著作権法上の保護を受けてもよいのではないかと思料する。

ただし、同種大量の「AI 創作物」を生成する手段を持つ者によって大量の「AI 創作物」が市場に供給されるような事態が発生した場合、創作活動やビジネス活動における公正な競争が阻害されることが懸念される。「AI 創作物」を著作権法上保護する場合、学習済みモデルを利用する者の「選択」が介在しない「AI 創作物」についての対応が必要になるといえる。

#### 4. まとめ

本稿では、「新たな情報財検討委員会報告書」を参照し、同報告書で AI に関して具体的な検討対象とされている学習用データ、AI のプログラム、学習済みモデル、AI 生成物に関わる著作権制度の現状を確認した。これらのうち、学習用データに関する著作権制度は平成 30 年の改正法によって整備されたと思料する。また、AI のプログラム及び学習済みモデルについては、新たな著作権に関する議論は特段の必要性が

ないと思料する。一方、AI 生成物、特に「AI 創作物」の著作権法上の保護については今後更なる活発な議論が行われることが予測され、本稿では、学習済みモデルの利用者を保護する視点と、編集著作物・データベースの著作物の創作性に基づく視点から、「AI 創作物」は著作物として保護可能との見方ができる旨を論じた。弁理士は著作権法に関連する一定の業務を行うことが弁理士法上認められていることから、「AI 創作物」の著作権法上の保護についての議論にも弁理士が積極的に関与することが望まれる。

#### (参考文献)

- (1)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』23 頁
- (2)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』23 頁
- (3)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』23 頁
- (4)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』24 頁
- (5)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』27 頁
- (6)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』27 頁
- (7)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』27 頁
- (8)『著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料』9 頁
- (9)『著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料』9 頁
- (10)『著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料』9 頁
- (11)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』29 頁
- (12)加戸守行『著作権法逐条講義 (6 訂新版)』126 頁
- (13)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』25 頁
- (14)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』30 頁
- (15)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』33 頁
- (16)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』34 頁
- (17)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』24 頁
- (18)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』26 頁
- (19)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』26 頁
- (20)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』36 頁
- (21)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』36 頁
- (22)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』37 頁
- (23)『新たな情報財検討委員会報告書－データ・人工知能 (AI) の利活用促進による産業競争力強化の基盤となる知財システムの構築に向けて－』36 頁
- (24)加戸守行『著作権法逐条講義 (6 訂新版)』132 頁
- (25)加戸守行『著作権法逐条講義 (6 訂新版)』132 頁
- (26)齊藤博『著作権法 (第 3 版)』106 頁
- (27)加戸守行『著作権法逐条講義 (6 訂新版)』134 頁
- (28)齊藤博『著作権法 (第 3 版)』109 頁
- (29)加戸守行『著作権法逐条講義 (6 訂新版)』134 頁

(原稿受領 2019.4.26)